

**2019年度事業 進捗報告・中間評価報告 提出時期変更に関するご案内**

2021年度の進捗報告及び中間評価報告の提出時期については、業務改善PTでの検討内容等も踏まえて、より業務効率と実効性のある評価等の運営の観点から下記のとおり変更いたします。つきましては、内容のご確認と実行団体へのご案内をお願いいたします。ご不明な点等がございましたら、JANPIA 担当POまでご相談ください。

**記****1. 提出期限（報告対象期間）の変更**

実行団体	従来	変更後
次回進捗報告	2021年10月上旬目途 (報告対象期間:4月~9月末日)	2021年 <u>9月30日</u> (報告対象期間:4月~ <u>8月末日</u> )
中間評価	2021年8~9月	

資金分配団体	従来	変更後
次回進捗報告	2021年10月末日まで (報告対象期間:4月~9月末日)	2021年 <u>10月31日</u> (報告対象期間:4月~ <u>8月末日</u> )
中間評価	2021年9~10月	

※進捗報告・中間評価報告は総合評価に向けてデータ分析に使用しますので、期限厳守でお願いします。

**2. 変更理由**

- 以下の2点から、実行団体、資金分配団体ともに報告対象期間を短縮しました。
  - 現状では、進捗報告と中間評価報告がほぼ同時期でありながら、様式や提出期限が別に設けられています。今回、評価と進捗報告という一部重複する業務対応について効率化と実効性確保の観点から進捗報告及び中間評価報告を同じタイミングで一つのフォーマットで完結できるよう変更すべく検討を進めています。
  - 進捗報告及び中間評価報告時期と精算見込報告及び次年度計画(12月)の準備作業時期が重複しないようにも対応いたします。

**3. その他**

- 進捗報告及び中間評価報告の様式、評価の手引き(評価経験の浅い実行団体向けのもの、使用は任意)、様式に関する説明動画は7月中に公開予定です。
- 中間評価報告に向けた資金分配団体向け研修(全団体必須)を8月中に実施予定です。日程及び内容の詳細は別途ご案内いたします。
- 報告時期の変更に伴い、資金提供契約書第3条(進捗管理)第4項及び第20条第3項に定める報告対象期間を多少短縮することになりますが、各条項の趣旨を解釈し、契約変更に係る覚書の締結は不要です。また、資金分配団体は実行団体に対して本年度下期分の助成金を9月中に支払うことが可能です。

以上